

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
希少疾病用再生医療品等評価委員会設置運営規程

平成27年4月1日27規程第83号
改正令和5年5月12日5規程第21号
改正令和7年7月1日7規程第25号

(設置)

第1条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「法人」という。）に、希少疾病用再生医療品等開発支援事業の対象案件に関する技術的評価を行う機関として、希少疾病用再生医療品等評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員30名以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、種々の領域の学識経験者のうちから、理事長が委嘱する。

2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(座長)

第4条 委員会に理事長の指名により座長を置く。

2 座長は会務を総理する。

3 座長に事故のある時は、あらかじめ理事長の指定する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は理事長が招集する。

2 委員が、評価する案件に利害関係を有する場合、当該委員はその審議に加わることはできない。ただし、座長が特に認める場合はその限りではない。

3 委員会は、意見聴取等の必要があるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(委員の秘密保持義務)

第6条 委員は評価の内容その他その職務を通じて知り得た機密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、戦略研究支援部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則（令和5年5月12日5規程第21号）

この規定は、令和5年5月12日から施行する。

附則（令和7年7月1日7規程第25号）

この規定は、令和7年7月1日から施行する。